

小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給について

組合員又はその家族（被扶養者）が病気やケガをしたときの診療は、組合員証を病院などの窓口に掲示して受けるのが原則です。

しかしながら、次のような「緊急やむを得ない事情で組合員証を使用できなかった場合」は、診療にかかった費用を本人が一時立て替え、その後共済組合に請求し、共済組合が必要と認めたときは、療養費又は家族療養費として支給されることとなります。

緊急やむを得ない事情で組合員証を使用できなかった場合とは？

- ①やむを得ない事情のため組合員証を使用できなかったとき
- ②はり、きゅう、マッサージ師などの施術を受けたとき
- ③治療用装具を購入したとき
- ④海外で診療を受けたとき

このうち、③の治療用装具に係る療養費又は家族療養費の支給対象となるものについては、医師が治療上必要であると認めた関節用装具、コルセットなどの治療用装具（厚生労働省の認可を受けているものに限り。）となっておりますが、当組合では、治療用眼鏡（コンタクトレンズを含みます。）についても支給対象としております。

このたび、厚生労働省より「小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給について」通達がありましたので、その内容についてお知らせいたします。

主な通達内容

○対象者

小児弱視等の治療用眼鏡等による治療を行う対象は、9歳未満の小児です。

○適用日

この取扱いは、平成18年4月1日以降の作成又は購入分から適用いたします。

○支給額

療養費又は家族療養費として支給する額は、児童福祉法の規定に基く補装具の種目、受託報酬の額等に対する基準別表1交付基準中に定められた年齢階層別の装具の価格の100分の103に相当する額を上限とし、治療用眼鏡等の作成又は購入に要した費用の範囲内です。

お問い合わせ先

保険課 ☎ 048-822-3306